

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第79号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表北区役所の款中「北区役所」の右に「及び下京区役所」を加え、同表上京区役所、東山区役所及び西京区役所の款中「，東山区役所及び西京区役所」を削り、同款地域力推進室の項中「総務・防災課長」を「総務・防災課長 企画課長」に改め、同表中京区役所及び下京区役所の款中「及び下京区役所」を削り、同款の次に次の1款を加える。

東山区役所 及び西京区 役所	地域力推進室		総務・防災課長 まちづくり推進課長	庶務係長 地域防災係長 調査係長 企画係長 事業係長 広聴係長 振興係長
	区民部		市民窓口課	記録係長 窓口係長
	保健福祉センター	健康福祉部	健康長寿推進課	地域支援係長 健康長寿推進係長 高齢介護保険係長
			障害保健福祉課	障害難病支援係長
			生活福祉課	管理係長 保護第一係長 保護第二係長
		保険年金課	資格係長 徴収推進係長 保険給付・年金係長	
	子どもはぐくみ室	子どもはぐくみ課長	子育て推進係長 子育て相談係長	

第1条第1項の表南区役所の款保健福祉センターの項中「保護第六係長」を削り、同表右京区役所の款保健福祉センターの項中「保護第七係長」を削る。

第6条第1項第14号中「無料法律相談」を「京都市民法律相談」に改め、同条第3項

健康福祉部の款健康長寿推進課の項中第26号を第27号とし、第25号を第26号とし、第24号の次に次の1号を加える。

(25) 民生委員及び児童委員に関すること。

第6条第3項健康福祉部の款障害保健福祉課の項第5号中「保健福祉局」を「児童福祉センター」に改め、同項第6号中「特例計画相談支援給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費」を「及び特例計画相談支援給付費」に、「保健福祉局」を「児童福祉センター」に改め、同項中第17号を第19号とし、第9号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、同項第8号中「移動支援」の右に「(本市が自ら障害者等の移動を支援する事業を行うものを除く。)」を加え、「保健所」を「児童福祉センター」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号中「自立支援医療費」の右に「(更生医療に関するものに限る。)」を加え、同号ただし書を削り、同号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 障害者総合支援法による自立支援給付費(精神通院医療に関するものに限る。)の支給に係る申請に関すること。

第6条第3項健康福祉部の款障害保健福祉課の項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 障害者総合支援法による特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に関すること。ただし、保健福祉局の所管に属するものを除く。

第6条第3項子どもはぐくみ室の款中第17号を第18号とし、第5号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 障害者総合支援法による自立支援医療費(育成医療に関するものに限る。)の支給に係る申請に関すること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)